

2008年10月10日

同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会

委員長 新川 達郎 様

部落解放同盟京都市
議長 安田



公開質問状

2008年4月に発足した貴委員会について、部落解放同盟京都市協議会としては危惧をい
だいております。

その理由の第一点は、『同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会』という名称であり
ます。すでに5月30日付で出しております当協議会意見書でも指摘している通り、国や京
都市は、部落問題の解決のための行政課題やニーズがあることを認めており、その課題解
決に特別対策から一般対策へ移行して取り組むと明言してきたことは周知の事実でありま
す。本来なら、貴委員会の名称は『一般施策移行後の同和行政の在り方総点検委員会』で
あるべきだと考えていました。

二点目は、構成委員の問題です。同和行政終結後の行政の在り方を検討するとしながら、
行政対象の部落や、委員会発足の要因ともなった、同和行政を批判してきた団体の当事者
が委員として選出されていないことです。

もちろん、このような危惧をいだかせた責任は貴委員会にあるのではなく、委員会を設
置した門川市長にあります。だからこそ、当協議会は貴委員会の委員の方々の良心を信じ、
予断と偏見をもたない公正な議論をされることに期待し、積極的に協力をしてきました。

しかし、残念ながらその期待は大きく裏切られました。

4月に開かれた第1回委員会では、多くの委員会の方々が、部落問題をあまり知らない
と発言されていたにもかかわらず、唯一5月に開かれた第2回委員会に関係団体からの短時
間の説明を聞いた以外は、当事者との質疑応答、意見交換をする場も設定せず、猛スピー
ドで各種施策の議論が進められています。その議論の基調は「見直し」という名の「打ち
切り」であり、特に、該当者に大きな影響を与える「自立促進援助金制度」に至っては、
大阪高裁判決より厳しい内容の意見具申を出されました。しかも、10月の第8回委員会
では、コミュニティセンターの見直しについて、地元の意見を聞いてはどうかという複数の
委員の意見が、「進め方ですけど、確かにこれ、第1回目の援助金の問題は中間報告という
ことで、大分進んでいますけれど、緊急性もありましたので、これから改良住宅、こちら
に移るわけですから、全体としての中でこの問題を捉えないといけないと思うので、今、
あまりそちらへ行き出すと、ややこしくなるんじゃないかという気がします。だから、一
応、今日のやつは今日のやつでまとめてもらって、そして、また、全体としてお考えいた
だいたらいかがですか」という委員の発言によって、退けられました。

委員会運営では当事者は意見どころか、説明や質問すらできません。傍聴ができるという一見民主的なポーズがとられていますが、それは、毎回配布される『傍聴される方へのお願い』に「会場でのご発言については、ご遠慮いただくようにお願いします。（ご意見については、後ほど配布するご意見用紙にご記入ください。）」と書かれているように、ただ傍聴できるということだけに過ぎません。事実誤認や、怒りすら覚える発言に声をだそうものなら、「その他、当方で会議運営等に支障があると判断した際は、退出いただくことがありますので、ご了承ください」と同お願いに書かれているように、その場から追い出されるのです。また、意見記入用紙に記入された意見や、当協議会や他団体から出された意見について、貴委員会で議論された形跡はなく、聞き置くという扱いとなっています。現状では、委員の皆さんに直接訴えたり、意見交換したりすることが保障されていません。これでは、ガラスの向こうの民主主義ではないでしょうか。

そこで、当協議会では、貴委員会の基本認識ならびに10月1日の第8回委員会までの議論について、下記の点について疑問がありますので質問いたします。2008年10月31日までご回答いただきますよう強く要望します。

記

- 1、貴委員会は部落問題について、どのように認識されておられるのか、明らかにしていただきたい。
- 2、部落問題解決に向けて、何が必要だと考えておられるのか明らかにしていただきたい。
- 3、貴委員会では、部落の実態を知る直近のデーターが少ないとの意見が良く出されています。京都市における部落の実態調査は、2000年度に行われたのが一番新しいのですが、昨年その調査結果が公表されました。これも古いデーターではありますが、今日における部落の実態を推測するには多くの示唆に富んでおります。その調査の扱いはいかがされているのか明らかにされたい。
- 4、当協議会や他団体の意見書が出されていますが、どのように取り扱われているのか明らかにされたい。
- 5、「自立促進援助金制度」については、行政の裁量権を超えるという判決が出された限り、三権分立を柱とする法治国家にあって、尊重するのは当然であります。しかし、一方同制度は公的制度として認知され、運営されてきたものであり、支給対象者には何等責任はなく、むしろ、行政や学校から勧められて、同和奨学金の貸付と一対のものとの認識で利用してきた者が大半であります。ですから、委員長自らお話されたよ

うに、借受者には全く責任はなく、司法から行政の裁量権を超えるという判断がされる制度をつくった者こそ責任が問われるべきだと考えるのが常識ではないでしょうか。

しかるに、意見具申では、「自立促進援助金制度」を廃止という、大阪高裁判決を超える判断を示し、借受者に責任を求めるものとなっていますが、その根拠をあきらかにしていただきたい。また、不利益不遡及の原則や過去からの一対運用の実績から見て、意見具申の内容は法的に問題がないのか明らかにしていただきたい。

- 6、『コミュニティセンターの在り方について（まとめ（骨子））』の現状と課題で、「しかし、これまでの長年にわたる生活支援を中心とした施策は、過度の行政依存を生み出し、住民の自立の妨げとなっている側面があると言わざるを得ない」と指摘されていることに、深い悲しみと怒りを覚えます。このようなことを明言される根拠を示す責任が、貴委員会にあると考えます。どの施策が、どのような行政依存を生んだのか、具体的に明らかにしていただきたい。

また、「隣保事業を実施していること事態が、「特別な施設」という印象を市民に与えている側面の否定はできない」とも指摘されていますが、部落問題をはじめ人権問題に取り組むための施設であるコミュニティセンターが「特別な施設」なののでしょうか。しかも、隣保事業そのものは一般施策であり、誰もが利用できるものであります。もし、間違った意識をもつ人がいれば、粘り強く説明するのが大切ではないかと考えますが、見解を明らかにしていただきたい。

最後に、現行のコミュニティセンターの役割を終結させる提言をされていますが、コミュニティセンターの設置目的が完遂され、隣保事業がなくなったという認識なのか、提言の根拠を明らかにしていただきたい。

- 7、第8回委員会での「進め方ですけど、確かにこれ、第1回目の援助金の問題は中間報告ということで、大分進んでいますけれど、緊急性もありましたので、これから改良住宅、こちらに移るわけですから、全体としての中でこの問題を捉えないといけないと思うので、今、あまりそちらへ行き出すと、ややこしくなるんじゃないかという気がします。だから、一応、今日のやつは今日のやつでまとめてもらって、そして、また、全体としてお考えいただいたらいかがですか」という委員の発言は、当事者の意見を聞くとややこしくなると受け止められ、大きな問題発言だと思われます。また、最終的には貴委員会ではその意見を容認し、この発言に基づいて議事進行されました。「そちらへ行き出す」とはどこへ行くのか、「ややこしくなる」とは何がなぜややこしくなるのか、また、この発言をなぜ容認されたのかも含めて明らかにしていただきたい。

- 8、本年7月31日付けで、当協議会は新川委員長に対して、貴委員会の皆様方との「公

開討論会」の申し入れを行いました。しかし、未だにその回答をいただいております。早急に回答していただくをお願いいたします。

以上